

マル得ニュース KOBAYASHI

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉 4 丁目 30 番 8 号 小林会計事務所

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

結婚・子育て資金の一括贈与の贈与税の非課税措置について、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、直系尊属である祖父母や両親が 20 歳以上 50 歳未満の子や孫名義の金融機関の口座等に結婚・子育て資金を一括して拠出した場合、子・孫の受贈者ごとに 1,000 万円(うち結婚関係は 300 万円)を限度に贈与税が課されないこととされている。この結婚・子育て資金の用途については、大きく結婚関係と妊娠・出産・育児関係それぞれの費用がある。

結婚関係の費目のうち、婚礼(結婚披露を含む)に係る費用では、受贈者の挙式や結婚披露宴を開催するために必要な費用として会場費や衣装代、招待状等が非課税対象となる。ただし、入籍日の 1 年前の日以後に支払われたものに限るとされている。挙式と披露宴を別々の日等に複数回行う場合や二次会を行う場合、海外挙式等を行う場合も対象となる。(一方、結婚指輪の購入費や挙式等に出席するための交通費・宿泊費、新婚旅行代は対象外)

注意点もある。その一つとして贈与した祖父母や親が死亡した際にお金がまだ残っていれば、相続財産の対象になる。

費用	非課税となる費目
婚礼	受贈者の挙式や結婚披露宴を開催するために必要な費用。会場費、衣装代、飲食代、引き出物代、写真・映像代、演出代、装飾代、ペーパーアイテム(招待状等)、人件費等
家賃等	結婚を機に受贈者が新たに物件を賃借する際に要した費用で、賃料(契約更新後は更新後の賃料)、敷金、共益費、礼金(保証金など)、仲介手数料、契約更新料 (※ただし、入籍日の前後各 1 年以内に締結した賃貸借契約に限り、契約締結日から 3 年を経過する日までの支払い分が対象)
引越し	結婚を機に受贈者が新たな物件に転居するための引越費用(転居年月日が入籍日の前後各 1 年の期間内が対象、期間内であれば複数回の引越し代も対象。配偶者の転居費用は対象外)
不妊治療	人工授精、体外受精、顕微授精、左記のほか一般的な不妊治療に要する費用
妊婦健診	母子保健法に基づく妊婦健診に要する費用
出産	分べん費、入院費、新生児管理保育料、検査・薬剤料、処置・手当料、産科医療補償制度掛金、入院中の食事代など
産後ケア	産後(死産・流産を含む)1 年以内に行われた産後ケアに要した費用。日中のサービスまたは訪問により、心身のケアや育児サポートを行うもの(デイケア型)、空きベッドを利用し、心身のケアや休養等を必要とする産婦に対し、母体ケアや乳児ケア、育児指導、カウンセリングなどを宿泊により実施するもの(宿泊型)
子の医療費	治療費、予防接種代(任意・法定いずれも含む)、乳幼児健診に要する費用、医薬品代(処方箋に基づき処方されるものに限る)
子の育児	入園料、保育料(ベビーシッター費用を含む)、施設設備費、入園のための試験に係る検定料、在園証明に係る手数料、行事への参加に要する費用(保護者分は対象外)、食事の提供に係る費用、その他育児に伴って必要な費用(施設利用料、事業に伴う本人負担金など)

小林流月次決算で業績5%アップ！ TEL 028-660-8411 FAX 028-660-8455

URL <http://www.kobayashi-kaikei.jp> ご連絡ください (担当: 板橋)